

（自治基本条例の位置付け）

第2条 この自治基本条例は、厚木市の自治を推進する上で、最も尊重すべき条例とする。

2 この自治基本条例以外の条例、規則等（以下「条例等」という。）の制定、改正、廃止及び運用は、この自治基本条例の趣旨にのっとり行わなければならない。

3 この自治基本条例の内容に即し、分野別の基本条例を整備することにより、条例等の体系化を図るものとする。

【解説】

厚木市の例規体系におけるこの自治基本条例の位置付け等について定めています。

・第1項について

この自治基本条例が厚木市の自治に関わりのある全ての人が共有する厚木市の自治の基本を定める条例にふさわしいものとして、「厚木市の自治を推進する上で、最も尊重すべき条例」と位置付けることを定めています。

このことから、自治の担い手である市民、議会及び市長等はもちろんのこと、市長等に代わってその権限を行使し得る公営企業管理者（市立病院の病院事業管理者）や公の施設の指定管理者なども、この自治基本条例を尊重し、かつ、適正な運用を図る必要があります。

・第2項について

第1項で最も尊重すべき条例と位置付けたことに伴い、この自治基本条例以外の条例、規則等の制定、改正、廃止及び運用に当たっては、この自治基本条例の趣旨にのっとり、整合を図らなければならないことを定めています。

厚木市が制定する条例等は、厚木市が自主自立した基礎自治体として持続的な活動をしていく上で必要となる事務処理や課題解決のためのルールです。こうしたルールが適正に作られ、運用されてこそ、厚木市のまちづくりの進展につながります。

しかし、個々の条例等がそれぞれ異なる趣旨で制定され、又は改正されたのでは、厚木市としてまとまりのあるまちづくりの進展は望めません。各種計画が総合計画の着実な推進を図るため、総合計画との整合を図って策定されるのと同様に、この自治基本条例の趣旨にのっとり、条例等を制定し、改正し、又は運用する必要があります。

・第3項について

分野別の基本条例を整備し、この自治基本条例を頂点とする条例等の体系化を図ることについて定めています。

ここに規定する「分野別の基本条例」とは、福祉、環境、産業等の行政（政策）分野別に、当該分野ごとの理念や基本的な事項を定める条例のことです。基本条例に定める事項については、分野によって異なると考えられますが、共通する基本的な事項としては、基本理念、関係者（市、市民、事業者等）の責務、基本的な施策の列举、行政計画等の仕組み、附属機関の設置等による推進体制の整備などが考えられます。ただし、現在、多くの法律が制定されている状況下において、全ての分野に基本条例が必要だというわけではありません。条例を整備していく上で、必要に応じて、分野別の基本条例も整備していくことになります。

また、条例の体系としては、「自治基本条例 ⇒ 分野別の基本条例 ⇒ 個別条例」という、この自治基本条例を頂点とした3段階の階層とすることが考えられます。こうした体系化を図ることにより、厚木市ではどの分野にどのような内容の条例を制定する必要があるかなどといったことが明らかになり、その後の条例の整備にもつながります。

【用語の説明】

①条例等

条例及び規則のほか、告示、訓令、要綱、規程、基準も含みます。

②この自治基本条例の趣旨

この自治基本条例の前文、目的、基本理念及び基本原則で規定されている、厚木市の自治の在り方に対する根本的な考え方が、この自治基本条例の趣旨に当たります。具体的には、「活力に満ちた心豊かに暮らせる自立した厚木市の創造を目指し、自然や文化、人と人との絆を大切にし、自治の担い手である市民、議会及び市長等が協働により自治（厚木市に係る事柄は厚木市の責任と権限において、また市民の意思に基づき決定し行うこと）を進めること」といえます。

第3章 自治の基本原則

第5条 市民、議会及び市長等は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる原則を定め、自治を推進する。

(1) 市民自治の原則

- ア 自治の主体は、市民であること。
- イ 市民の意思に基づくまちづくりを行うこと。
- ウ 地域の身近な課題は、地域で取り組むこと。

(2) 参加及び協働の原則

- ア 市民のまちづくりへの参加を進めること。
- イ 相互の活動への参加を広げること。
- ウ 協働によるまちづくりを進めること。

(3) 情報共有の原則

- ア まちづくりにかかわる情報が貴重な共有財産であることを認識すること。
- イ 保有する情報を分かりやすく公表し、情報の共有を図ること。

(4) 説明責任の原則

- ア 相互に説明責任を果たすこと。
- イ 説明は、分かりやすいものであること。

(5) 自然共生及び文化継承の原則

- ア 自然との共生を図ること。
- イ 文化の継承及び創造に努めること。

【解説】

第4条で定めている自治の基本理念にのっとり、市民、議会及び市長等が自治を進めるに当たっての基本的なルールとして、次の五つの原則を定めています。

・第1号「市民自治の原則」について

厚木市の自治の主体は市民です。より多くの市民の知識や経験を反映させたまちづくりを進めていきます。そして、地域が抱える身近な課題は、市民の互助、共助により解決を図ることが自治の基本となります。

・第2号「参加及び協働の原則」について

これまでのように市長等が行う取組に市民が参加するというだけではなく、市民が取り組んでいる活動に市長等が何らかの関わりを持ち、参加していくことなど、自治の担い手である市民、議会及び市長等が相互の活動や取組に関わりながら、幅広い市民の知識や経験をいかし、協働によるまちづくりを進めていきます。

・第3号「情報共有の原則」について

まちづくりに関する情報は自治の担い手である市民、議会及び市長等それぞれが共有すべき財産です。議会や市長等が保有する情報だけでなく、地域に根ざした活動を行っている市民だからこそ持っている貴重な情報を公表・提供し合い、情報の共有化を進め、まちづくりにいかします。

・第4号「説明責任の原則」について

まちづくりを市民の参加と協働によって進めていくには、自治の担い手である市民、議会及び市長等が強い信頼関係で結ばれていなければなりません。そのためには、相互にそれぞれの考えについて説明し、合意形成していくことなどが必要です。

・第5号「自然共生及び文化継承の原則」について

豊かな自然や歴史に培われた文化は、厚木市の大きな財産です。まちづくりを進めていく中で、自然との共生、文化の継承と創造をその基礎とし、素晴らしい財産として次代に引き継いでいかなければなりません。

《もっと知りたい自治基本条例》

Q 自治基本条例と人権の関係とは？

A 我が国では、「基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法の下で、これまで人権に関する様々な制度や施策の充実が図られてきました。

厚木市のまちづくりにおいても、第6条で規定する「市民の権利」の保障と併せて、市民の皆様の人権を尊重するために様々な配慮をする必要があります。

自治基本条例を制定した平成22年以降にも、障害者差別解消法等の人権に関わる法律が制定されています。また、性的指向・性自認、ヘイトスピーチ、ハラスメント、インターネットを活用した人権侵害等の新たな人権課題も顕在化しています。

市民の皆様が、自治の主体としてまちづくりに十分にに関わることができるようにするためには、こうした人権を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応する必要があります。

◆近年制定された人権に関わる主な法律

2011年（平成23年）障害者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律（障害者虐待防止法）

2013年（平成25年）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

2013年（平成25年）いじめ防止対策推進法

2016年（平成28年）部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

2016年（平成28年）本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

(子どもの権利、責務等)

第8条 子ども(18歳未満の市民をいう。以下同じ。)は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。

- (1) 生きる権利
- (2) 育つ権利
- (3) 守られる権利

2 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。

3 市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

【解説】

この自治基本条例で定める自治の基本理念にのっとり、厚木市における自治を進める上での、子どもの権利・責務等を定めています。

子どもを健やかに育成する責任は、基本的には保護者にあります。しかし、社会的責任や法を始めとしたルールへの遵守、他人を思いやり地域や社会と関わることなどを教えることが、次代の社会を担う子どもに欠かせないことから、子どもが健やかに成長することができるよう社会全体で取り組む必要があると考え、この項目を設けました。

・第1項について

成長段階にある子どもたちには、次代の自治の主体としての確かな成長が何よりも望まれるところであり、市民の権利とは別に、子どもたちの健やかな成長に必要と考えられる特有の権利を定めています。

この子どもの権利は、1994年(平成6年)に日本政府が批准している「児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」といいます。)」に定める四つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)のうち、この自治基本条例で市民の権利として定める「まちづくりに参加する権利」と重複する「参加する権利」を除いた三つの権利としました。

また、子どもの年齢を18歳未満としましたが、この年齢は、いわゆる「成年」、「未成年」の区分を規定したものではなく、子どもの権利条約の対象年齢に合わせたことによります。

・第2項について

子どもの責務について規定しています。

子どもも含めた全ての市民は、その責務として①自治の主体であることの意識を高め、②まちづくりに関心を持ち、③まちづくりに参加するよう努めることが求められます(第7条)。しかし、子どもたちも大人と同じように責務を負わなければならないと考えることは現実的ではありません。

そうしたことから、子どもたちが「将来まちづくりに参加することは当たり前のこと」とあると考える大人に成長してもらうために、それぞれの成長過程に応じて、まちづくりに関心を持ち、まちづくりに参加するよう努めることを求めるということが本項の趣旨となります。

また、子どもたちが、自治の主体として十分に成長してもらうためには、まちづくりに参加する機会を与えられることが必要です。そこで、本項は、子どもたちを守り、育てる大人たちには、子どもたちにもまちづくりに参加する機会を与える役割があるという意味を持ちます。

《もっと知りたい自治基本条例》

Q 子どもたちがまちづくりに参加するってどういうこと？

A 自分たちが住んでいるまちがもっと良くなるためには何をすれば良いのか考え、行動することが「まちづくり」です。

例えば、あいさつをすることは、「まちづくり」に直接は関係ないようにも思います。

しかし、自分の家から避難しなければならないような大きな地震が起きた場合、頼りになるのは近くに住んでいる人達であることを考えると、日頃から、いざという時にお互いに助け合える関係を作っておくことも「まちづくり」の一つであるといえます。

これ以外の活動であっても、いろいろな「まちづくり」への参加はあります。

自分達で出来ることから、少しずつ始めていきましょう。

・第3項について

自治の担い手である市民、議会及び市長等が、次代の自治の主体である子どもたちの成長過程において、特別な保護と支援が必要です。そうした共通認識の下、保護者だけでなく、地域、そして社会が子どもたちを温かく見守り、責任を持って育てることにより、子どもたちが自らの行動や発言に対して責任を持てる立派な市民として成長できるよう、必要な環境の整備に努めなければならないことを定めています。

子どもの権利に関する法律や条例

1 児童福祉法

平成 28 年、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法が改正されました。この改正では、児童福祉法の理念を明確化するために、児童は適切な養育を受け、心身の健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を規定しています。

2 厚木市子ども育成条例

平成 24 年、厚木市では、その豊かな自然の中で、子どもが元気で心豊かに成長するための取組に関し、子どもが本来もつ成長する力を伸ばし、保護者が子育てに関する重要な役割を担い、子どもの成長と子育てに対する喜びを地域社会全体で支えることを基本理念として定めるとともに、保護者も子どもと共に成長できるよう応援することにより、本市の子育て環境の充実を図ることを目的に「厚木市子ども育成条例」を制定しました。

この条例は、「子どもが次代の社会を担うかけがえのない存在」と定め、子どもと子育て家庭を地域全体で温かく包み込む大きな家族となれるよう、地域社会が取り組むべき事項を定めており、自治基本条例第8条を補完するものといえます。

【用語の説明】

①生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと、病気やけがをしたら治療を受けられることをいいます。

②育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく

育つことができることをいいます。

③守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること、障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることをいいます。

※ 子どもの権利条約では、他に「参加する権利」が定められていますが、市民の権利と重なるため、ここには当該権利は設けていません。

なお、ユニセフ（国際連合児童基金）のホームページでは、「参加する権利」の内容を自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできることと説明しています。

(市長等の役割及び責務)

第13条 市長等は、その権限及び責任において、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、事務事業の執行等について、市民への説明責任を果たさなければならない。

3 市長等は、相互の連携及び協力を図り、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

【解説】

この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、市長等の役割及び責務を定めています。

この自治基本条例では、第3条で市長を始めとする厚木市の各執行機関を「市長等」と定義しています。

・第1項について

市長等は、厚木市の行政を担う執行機関として、地方自治法その他の法律で定められた各執行機関の職務権限とその権限に伴う責任において、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

・第2項について

市長等は、実施する事務事業の企画立案、実施、評価及び改善のPDCAサイクルの各課程において説明責任を果たさなければならない。

この自治基本条例では、第5条で自治の基本原則として「説明責任の原則」を定めていますので、市長等が説明責任を果たすことは当然のことですが、地方自治の制度上、市長等は、市民から行政運営を委ねられていますが、市長等による事務事業等の執行は、市民生活に影響を及ぼすものであり、市民に十分な説明を行う必要があることから、あえてこの規定を設けています。

・第3項について

市長等は、個々の執行機関として、それぞれが独立して、各分野において必要な行政機能を発揮していますが、厚木市という普通地方公共団体の事務事業の執行という全体の視点に立ったとき、各執行機関は、市長の総合調整権の下、それぞれの事務事業の執行に矛盾等が生じないよう相互の連携や協力を図り、各執行機関が一体となって、行政機能を発揮することが必要になります。本項は、地方自治法第138条の3第2項の規定の確認的な内容となっています。

地方自治法（抜粋）

第138条の3 略

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 略

※ 市長等（執行機関）の職務権限

① 執行機関としての市長の職務権限

市長の職務権限については、35ページに記載したとおりですが、他の執行機関の事務に属さない市の事務は、市長が管理し、及び執行します。

② 教育委員会の職務権限

地方自治法第180条の8（教育委員会の職務権限等）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条（教育委員会の職務権限）

③ 選挙管理委員会の職務権限

地方自治法第186条（職務権限）

公職選挙法第5条（選挙事務の管理）

④ 監査委員の職務権限

地方自治法第199条（職務権限（定期監査、行政監査、随時監査（工事監査・学校監査）、要求監査及び財政支援団体等監査）、同法第75条（直接請求監査）、同法第98条（議会請求監査）、同法第233条（決算審査）、同法第235条の2（例月出納検査）、同法第241条（基金運用状況の審査）、同法第242条（住民監査請求の監査）、同法第243条の2（賠償責任監査）など

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条、第22条（健全化判断比率等の審査）

⑤ 公平委員会の職務権限

地方自治法第202条の2第2項（その他の委員会の職務権限等）

地方公務員法第8条（人事委員会又は公平委員会の権限）

⑥ 農業委員会の職務権限

地方自治法第202条の2第4項（その他の委員会の職務権限等）

農業委員会等に関する法律第6条（所掌事務）など

⑦ 固定資産評価審査委員会の職務権限

地方自治法第202条の2第5項（その他の委員会の職務権限等）

地方税法第423条（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）など

(行政評価)

第18条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価（行政運営を一定の基準に従い評価し、その結果を改善に結びつけることをいう。以下同じ。）を実施するものとする。この場合において、市長等は、市民が参加する評価の方法を取り入れるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、その結果を踏まえた行政運営を行うものとする。

【解説】

第15条で行政運営の基本事項として、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立させることを規定しています。本条では、このサイクルの評価に当たる「行政評価」を実施することを定めています。

1990年代後半から多くの自治体で、行財政運営の効率化、説明責任の確保、職員の意識改革等を目的として、行政運営を一定の基準に従って評価し、その評価結果を行政運営の改善に結びつける取組が行われてきました。この取組を「行政評価」と呼びます。

厚木市では、平成17年度から行政評価を取り入れ、平成19年度には「事業仕分け」を実施、平成20年度からは外部評価委員会による外部評価の手法も取り入れています。

・第1項について

地方分権の進展や市民ニーズの多様化に伴い、事業等の選択と集中が求められる中、効果的かつ効率的な事業等の選択を行うため、行政評価を実施します。評価には、その対象により、政策評価、施策評価及び事業評価があります。

行政の無駄を省くには、市民の視点をいかすことも必要です。市長等が行政評価を実施するときは、市民が参加できることが求められます。

・第2項について

市長等は、行政評価を実施したときは、その結果を公表します。公表は、広報あつぎ、市ホームページ、市政情報コーナー、行政評価主管課窓口、各地区市民センターなどを通じて行うことが想定されます。

市長等は、翌年度の予算編成にも反映させるなど、行政評価の結果を行政運営に反映させることが必要です。

厚木市の行政評価（外部評価）の変遷

1 厚木市事業の仕分けの実施（平成19年度）

事務事業の在り方を改めて考え、事務事業の再編、整理、廃止、統合を進め、多様化する行政需要への対応と効率的な自治体経営を実現することを目的に実施

平成19年度の全ての事業のうち、(1)受益者負担を考えるべき(2)運営改善の余地があるなどの理由で35事業を選定し、他市職員と市職員によ編成した4チームで仕分けを行いました。1チーム6人（コーディネーター1人、評価者5人）で担当職員による事業内容の説明の後、約30分間意見を交換し、「そもそもこの事業が必要か」、「民間に任せるべき」、「改善を図るべき」、「現行どおり」などの評価をしました。

2 外部評価の実施（平成20年度から）

市民の視点、専門的・経営的な視点から、事務事業の成果を検証し、改善・改革につなげる行政評価として実施

当該年度の全ての事務事業のうち、公募市民と学識経験者などで組織する厚木市行政改革調査委員会外部評価部会により選定された事業について、公開の場で評価を行い、「現行どおり」、「要改善」、「廃止」などの評価をしました。

外部評価の実施に当たっては、公募によるモニターの参加や外部評価実施のインターネット中継など様々な試みにより、市民参加の充実を図っています。

(法令の解釈等)

第24条 議会及び市長等は、市民ニーズ又は行政課題に対応した政策等を主体的に推進するため、この自治基本条例の趣旨にのっとり、法令及び条例等を自主的に解釈するとともに、条例等を制定することにより、積極的な市政運営を推進するものとする。

【解説】

議会及び市長等は、市民が何を必要としているか、厚木市が抱える課題は何かを常に把握することに努め、これらを反映させた政策等を主体的に企画立案し、着実に実施していかなければなりません。

そのためには、市職員の法務能力を高め、厚木市が自ら制定する条例等のもとより、法令についても、より積極的に自主的な解釈を行う必要があります。

政策を実施し、その目的を実現するためには、厚木市に関係する法令や条例等を自主的に（厚木市の実情を踏まえて）解釈する（自治解釈権）だけでなく、場合によっては新たに条例等を制定する（自主立法権）ことも必要になります。こうした法（条例）を政策実現のための手段としてとらえ、立法、運用（執行）等を行う取組を「政策法務」といいます。

地方分権一括法による地方自治法の改正により、同法第2条に第11項から第13項までの規定が設けられ、地方公共団体に関する法令の規定の在り方、解釈・運用の在り方、そして自治事務に関する国の配慮義務が明らかにされました。中でも地方自治法第2条第12項前段は「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない」と規定し、また、同法第138条の2は「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」と規定しており、これらを法令等の自治解釈権の根拠と捉えています。

また、地方自治法第14条第1項では「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる」と規定しており、第2条第2項の事務とは、「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」であり、法令に違反しない限りにおいては、法定受託事務についても条例制定権は及ぶと言われています。こうしたことから、厚木市に関する事務事業や政策等を実施していくためのツールとして積極的に条例を制定し、活用を図ります。

【用語の説明】

①この自治基本条例の趣旨

この自治基本条例の前文、目的、基本理念及び基本原則で規定されている、厚木市の自治の在り方に対する根本的な考え方が、この自治基本条例の趣旨に当たります。具体的には、「活力に満ちた心豊かに暮らせる自立した厚木市の創造を目指し、自然や文化、人と人との絆を大切に、自治の担い手である市民、議会及び市長等が協働により自治（厚木市に係る事柄は厚木市の責任と権限において、また市民の意思に基づき決定し行うこと）を進めること」といえます。

《もっと知りたい自治基本条例》

Q 「政策法務」をもっと知りたい。

A 地方分権の進展に伴い、新たに取り組まれてきた分野であり、「政策法務」について、定まった定義はありません。「政策法務」を研究している方達による定義の例を紹介します。

- 法を政策実現の手段としてとらえ、そのためにどのような立法や法執行・評価が求められるかを検討しようとする、自治体において主として自治体職員が行う実務および理論における取組および運動（山口道昭氏^{*1}『政策法務入門—分権時代の自治体法務』信山社出版2002年）
- 法を政策実現の手段としてとらえ、そのためにどのような立法・法執行・争訟評価が求められるかを検討しようとする、実務および理論における取組み（礒崎初仁氏^{*2}『政策法務の新展開—ローカル・ルールが見えてきた（自治体改革4）』ぎょうせい2004年）
- 法を政策実現の手段としてとらえ、有効かつ効果的に地域固有の課題の解決や政策の推進を図るために、法令を地域適合的に解釈運用し、地域特性に応じた独自の条例を創る法的な活動（出石稔氏^{*3}『自治体職員のための政策法務入門シリーズ』第一法規2008～2009年）

（出典 政策法務事典 金子仁・北村喜宣・出石稔 共著 りょうせい）

*1 山口道昭氏 立正大学法学部教授・厚木市自治基本条例策定委員会会長

*2 礒崎初仁氏 中央大学法学部教授・厚木市専門委員（教育委員会）（平成20年度から22年度）

*3 出石稔氏 関東学院大学法学部教授・厚木市専門委員（平成19年度から平成28年度）

(行政手続)

第25条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。

2 市長等は、行政手続について必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続について、あらかじめ明確なルールを設け、市民に示した上で、適正に行わなければならないことを定めています。この規定は、厚木市行政手続条例の根拠ともなる規定です。

・第1項について

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならないとあります。審査基準や処分基準のほか、標準処理期間を定めることにより、行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかとなり、かつ、全ての市民に対して同じ基準が適用されることによって公正の確保が図られます。行政手続に関するルールをあらかじめ市民に対して明確にしておくことは、市民の権利利益の保護の観点からも重要なことです。

・第2項について

厚木市では、平成10年に「厚木市行政手続条例」を施行し、処分、行政指導及び届出に関する手続を定めておりますが、平成26年6月の行政手続法が改正されたことを踏まえ、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、同法の改正趣旨にのっとり、更なる市民の権利利益の保護の充実を図る観点から「処分の求め」や「行政指導の中止の求め」ができるよう改正しております。厚木市行政手続条例では、根拠を条例又は規則に置く処分、行政指導及び届出について、審査基準、処分基準及び標準処理期間を設定し、公表することが定められていますが、市民に対する透明性の更なる向上を図るため、要綱等に基づく手続についても同様の措置を講じております。

【用語の説明】

①処分、行政指導及び届出

「処分」とは、市長等の処分その他公権力の行使に当たる行為をいいます。

「行政指導」とは、市長等が、その任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいいます。また、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項等を示さなければならないこととしています。

「届出」とは、市長等に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除きます。）であつて、条例等により直接に当該通知が義務付けられているものをいいます。

なお、「申請」は、条例等に基づき、市長等の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」といいます。）を求める行為であつて、当該行為

に対して市長等が諾否の応答をすべきこととされているものとされ、手続としては処分に含まれます。

「行政指導の中止等の求め」とは、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思われるときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができます。なお、申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととなります。

「処分等の求め」とは、市の機関が行う法令に違反する行為の是正を求める行政指導で、根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものの相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができます。

(行政処分等に対する不服への対処)

第27条 市長等は、行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

行政処分等に対して不服がある市民の申出があった場合に、迅速かつ適正に対処するために必要な措置を講ずることを定めています。

例えば、市民からの厚木市に対する許可申請が不許可とされた場合や標準処理期間を過ぎても申請に対する許諾の判断が示されない場合（不作為）には、厚木市の対応に納得がいかない、不服があるといったことが想定されます。このように、市長等が行った行政処分等（不作為を含む。）に対して不服があるときは、行政不服審査法に基づき、行政処分等を行った市長等に対して「審査請求」という形で行政処分等の内容の見直しを求めることができます。これは、市民の権利利益の救済のための制度です。

市長等が行った行政処分等に対して市民に何らかの不服があるということは、その市民は、当該行政処分等により自らの権利利益を侵害されたと思っているということであり、その市民から審査請求があった場合は、迅速かつ適正に対処しなければなりません。

国が法律により定めている制度ではありますが、速やかに市民の権利利益の救済が図られるよう厚木市として必要な措置を講ずることが必要です。

市民の中には、行政不服審査制度が必ずしも浸透しているわけではないため、行政処分等に不服があってもそのままにしてしまう市民も少なくないと考えられます。そのため、行政処分等に対して不服がある場合の教示を的確に行うことや、処分庁となる課等の窓口に行政不服審査制度に関するチラシや審査請求に関するマニュアルを布置することなどにより、市民に対して制度を分かりやすく説明し、制度の活用を促すことも必要です。

【用語の説明】

①行政処分等に不服がある市民の申出

本条が想定している「不服」とは、行政不服審査法の対象となるものです。また、「行政処分等」とは、市長等による行政処分又は不作為を指します。

市民の中には、行政不服審査法による不服申立の制度が必ずしも浸透しているわけではないため、行政処分等に不服があってもそのままにしてしまう市民も少なくないと考えられます。そうした市民に対して、制度を分かりやすく説明し、制度の活用を促すことも必要なことです。

第9章 広域連携及び交流

- 第37条 議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。
- 2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。
- 3 市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。
- 4 市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。
- 5 市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。

【解説】

国及び他の地方公共団体、市外の人々、海外の都市等との連携や交流の在り方などについて定めています。

・第1項について

いわゆる「広域行政」への取組について定めています。

議会及び市長等は、様々なまちづくりの課題を解決することにより、市民生活の一層の向上を目指します。

しかしながら、課題によっては、厚木市単独では解決が困難な場合もあり、そうした課題には、国、県そして近隣の市町村と協力して取り組むことが必要であり、そのための連携に努めなければなりません。

《広域行政の例》

○地方自治法に基づくもの

例	根拠条文、厚木市での実例
協議会	地方自治法第252条の2
機関等の共同設置	地方自治法第252条の7
事務の委託	地方自治法第252条の14 住民票の写しの相互交付（厚木市、愛川町及び清川村）
一部事務組合	地方自治法第284条 厚木愛甲環境施設組合（平成16年4月設置。厚木市、愛川町及び清川村）
広域連合	地方自治法第284条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（平成19年4月。県内33市町村）
全部事務組合	地方自治法第284条 ※全部事務組合は昭和32年以降、役場事務組合は昭和35年以降、全国的に存在していません。
役場事務組合	
地方開発事業団	地方自治法第298条

○任意による連携の例

県央相模川サミット	神奈川県、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛川町及び清川村で構成し、河川の保全活用、災害対策、産業活性化、環境対策、救急医療体制の整備といった共通の課題解決に向けて相互に連携・協議しています。
広域医療事業	厚木市、愛川町及び清川村で協定を締結し、休日・夜間急患診療、病院群輪番制、休日歯科診療、障害者歯科診療等の広域医療事業を実施しています。
公共施設の相互利用	厚木市、愛川町及び清川村の住民の交流の促進及び利便性の向上を図るため、それぞれの自治体が設置する公共施設の相互利用を実施しています。
公共図書館の広域利用	県央地区の厚木市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村が広域利用協定を締結し、県央地区の住民による当該地区内全ての図書館の広域利用を実施しています。

ここに挙げた例のほかにも、様々な面で自治体間の連携は行われています。

・第2項について

まちづくりへの市民の参加と協働を進めていく上で、多様な人々のまちづくりへの参加が必要となることから、この自治基本条例では、厚木市に関わりのある人を市民としています。同様に、観光などで厚木市を訪れる人々など、市外の人々との交流を深め、そうした人々の視点でとらえた厚木市に関する意見や感想を、まちづくりにいかすことで、より良いまちづくりを進めることができます。

鮎まつりを始めとする様々なイベント、山、河川、温泉などの自然、ハイキング、味覚狩りなどの体験、あつぎOECフード^{*1}やB級グルメなど、厚木市は多くの魅力にあふれています。こうした魅力ある情報を発信することにより、市外の人々に厚木市を訪れていただき、厚木市のファンとなっただき、そうした人々の意見をまちづくりにいかすことで、より多くの人々から愛されるまちをつくっていかすものです。

市外の人々の意見は、アンケートの実施等により積極的に求めていきます。また、厚木市を訪れた人から寄せられた苦情等についても真摯に受け止め、まちづくりにいかします

^{*1} あつぎOECフードとは、厚木市が進めるシティセールス事業の一つである「あつぎ食ブランド」の愛称です。厚木市には、様々なコンテストなどで入賞した優れた食品や古くから市民に愛され続ける食品が数多くあります。こうした魅力ある食を「あつぎ食ブランド」として認定し、市内外に広くピーアールしています。

・第3項について

これからの個性あるまちづくりには、時には海外にも目を向け、外国の人々や様々な文化とふれあい、彼らのまちづくりの考え方や文化の違いを受け入れることができることも必要となります。また、環境問題など地球規模での課題には、海外の都市等との連携・協力を図ることも考えられます。

・第4項について

市長等は、国、他の自治体、海外の都市等のほか市外の人々と連携し、又は交流しようとするときはその目的、内容等を、連携及び交流に係る事業を行ったときはその成果を市民に対して分かりやすく公表することが求められます。

また、公表された内容について、市民が意見を述べる機会を設けるなど、市民も参加した連携及び交流とすることが必要となります。

・第5項について

市長等は、たとえば友好都市間における市民同士の交流が行われる場合には、必要に応じて、情報提供、財政的な援助等の支援を行います。

《参考》

厚木市の友好都市、姉妹都市	
海外友好都市	ニューブリテン市（アメリカ）、揚 ^{よう} 州 ^{しゅう} 市（中国）、軍 ^{ぐん} 浦 ^ぽ 市（韓国）
国内友好都市	横手市（秋田県）、網走市（北海道）、糸 ^い 満 ^{まん} 市（沖繩県）
防災姉妹都市	狭山市（埼玉県）